

# 平成29年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	平成29年9月25日(水) 九州防衛局 第1会議室	
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授)	松藤 泰典 (大学名誉教授)
	諏佐 マリ (大学准教授)	清水 秀幸 (公認会計士)
	増永 弘 (弁護士)	

## II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
審議対象件数	937 件

### 1. 入札状況について（入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数	4 件	(審議結果)
一般競争	3 件	1 地方調達発注実績について 2 抽出事案について
指名競争	0 件	
随意契約	1 件	
	意見・質問	回 答
<input type="radio"/> 委員からの意見・質問  <input type="radio"/> それに対する回答等	<b>【地方調達実績について】</b>  ・競争性のない随意契約として整理されているものについて、その定義及び内訳について説明されたい。	・競争性のない随意契約と致しまして、書籍、刊行物等の価格の競争性がないものの購入、その他、施策に関するものとしまして、土地、建物棟の借上げ契約などの相手方が特定されるものとして、競争性がないものとして整理しております。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【抽出事案について】</p> <p>1〔新田原飛行場周辺地区（28）牧草地撫育管理業務〕</p> <p>2〔新田原飛行場周辺地区（28）牧草売払〕</p> <p>（一般競争）（1者応札）</p> <p>・牧草の撫育管理から、売払いに至るまでの業務の流れについて、説明されたい。</p> <p>・撫育管理について、高落札率となっている要因はなにか。</p> <p>・競争性の確保に関する取り組みの実施状況は如何。</p>	<p>・本業務は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第6条の規定に基づき、国が買入れた土地において、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるように必要な措置をとることとなっておりますが、過去に地元の畜産農家からの要望を受け、土地の有効利用、また、基地対策上の観点を踏まえ、国有財産の一部を「牧草地」として管理しております。</p> <p>・業務の流れとしましては、例年10月に撫育管理業務を発注し、11月から翌年3月までの間、請負業者により牧草地の耕起、施肥、種子散布等を行い冬草の栽培及び維持管理を行っております。4月に牧草の売払いを実施しており、4月下旬～5月下旬の約1ヶ月で牧草の刈取りを実施し、その後、6月から10月までの間は、特に何も実施しておらず、国で管理しております。</p> <p>・業務の内容が、耕起、施肥、種子散布等を行うものですが、積算歩掛りにつきましては、農水省の積算要領、また、公表されている労務単価を使用し、一部、見積もりが必要な部分、肥料等については、3者見積もりの最低価格を使用しており、請負業者は、精度の高い予定価格の推定が可能であったものと思われます。</p> <p>一般競争入札へ移行した平成19年度以降、1者応札が続いており、過去に公告の場所、期間等について工夫を行ったにもかかわらず改善していない状況にあります。</p> <p>他方、当該牧草地については、現在、国有財産法に基づいた自治体への有償の「使用許可」について検討している状況であります。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p><b>3〔奄美新駐屯地用地等の取得等に伴う不動産鑑定評価業務〕</b></p> <p>(一般競争) (複数者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低落札となった要因はなにか。</li> <li>・低落者は同地区において他社に落札されると不都合な評価をされる恐れがあり、低入札を行ったとの回答について、鑑定評価は公正妥当に行うものであり、他者を排除するような応札行為があったのだとしたら道義的に問題と言え、当該応札を無効とできたのではないか。</li> <li>・入札公告の中で公正な取引の秩序を乱す者については、落札者から外すことが出来ることとなっており、どのような業務でも、通常価格が存在するので、訓令等に基づく基準額未満のものについても、判断すべき適正な価格を設定される必要があるので、整理され、次回、委員会にて報告されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札業者に確認したところ、同社は、奄美市の固定資産税評価のアドバイザー及び固定資産税鑑定評価委員を行った経緯があり、当該地域の価格事情に精通しており、他の鑑定事務所において、地域的に不相应な評価が実施されるのではとの危惧から、受注意欲が高まっていたとのことであり、また、入札参加者の中に、他の業務において、安価に落札を実施した業者が見受けられたことから、確実に落札するため、低価格による入札を行ったとのことであります。</li> <li>・当該業務は、予定価格が1,000万円を超える契約ではないことから、会計法等に基づく、特例(1番札を排除できる)の対象外であるため、低入札調査の対象とならず、基準価格を設定しなくてよいものであったため、業務が確実に履行されるかについては、低価格で札を入れた業者に確認を求め、確認が得られたので、落札となったところであり、会計法上不落とする理由がありません。</li> <li>・持ち帰り検討します。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>4〔平成28年度築城飛行場周辺の移転補償等に係る不動産鑑定評価業務〕</p> <p>(随意契約) (企画競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件に係る企画競争のプロセスについて説明されたい。</li> <li>・不動産鑑定評価額について、不動産鑑定士が算出した評価額をそのまま用地買収価格とするのか。</li> <li>・不動産鑑定士によって、評価の手法で開きが生じたり、将来予測によっても評価が変わることもあり、裁判沙汰にもなることもあるため、一般で2、3社から鑑定をとることもあるが。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産鑑定業務については、平成20年度頃までは、不動産鑑定報酬基準の中で価格が定められていることから、随意契約により実施していましたが、「公共調達の適正化について」等指針から、随意契約といえども、競争性及び透明性を確保する観点から、平成21年度より企画競争ということをやっております。</li> <li>・企画競争とは、過去の実績やどのような手法で実施されるかなどの企画書及び見積書を提出してもらい、その内容を配点方式で採点し、一番採点の高かった業者に実施して頂くというものでありましたが、本年度より、一般競争入札において実施することとなり、随意契約からの移行するプロセスの中で実施しております。</li> <li>・提出された鑑定評価書の評価手法を細かく確認したうえで、当該評価額をもって交渉にあたっています。</li> <li>・評価の規模により、複数者からとることもあるが、評価手法も複数で実施して頂いているので、その中で確認が可能です。</li> </ul>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	